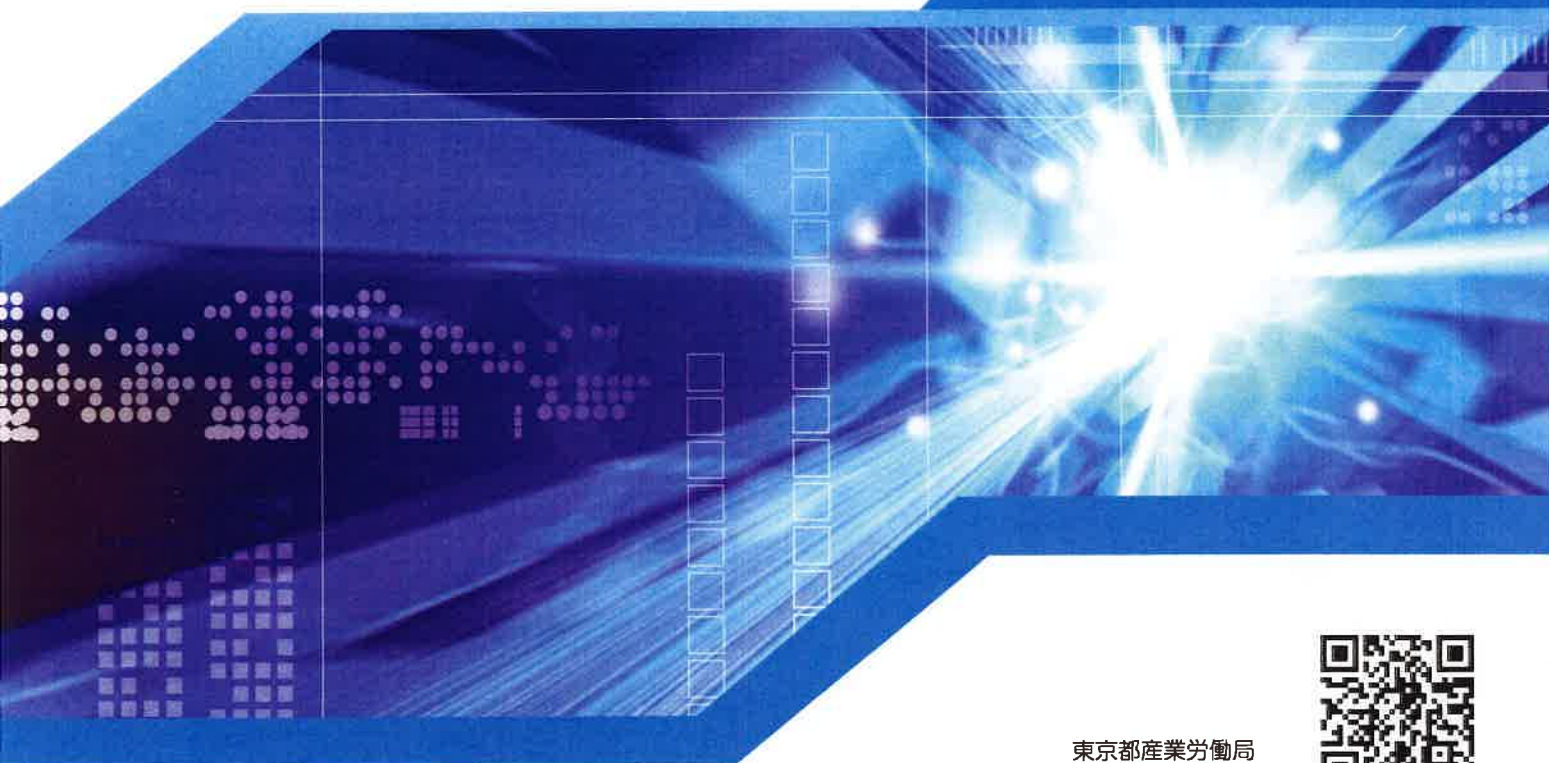


令和2年度

中小企業のための 倒産防止のご案内



東京都産業労働局
ホームページはこちら



経営相談

事業承継・再生支援

経営環境の変化や後継者難等の理由から、廃業・事業承継等の課題を抱える中小企業、過剰な債務はあっても支援によっては再生の可能性がある中小企業を対象に、事業承継・再生・会社整理（廃業）等について、できるだけ早い段階で対策を講じられるように支援します。

お問い合わせ (公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎03(3251)7885

倒産防止(経営安定)特別相談

「経営安定特別相談室」(東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置)では、地域経済事情や中小企業施策等に精通している商工調定士を中心に弁護士等各分野の専門家が、売上減少、連続赤字、資金繰りの悪化など経営の変化により倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、倒産回避のための支援をしています。

お問い合わせ 東京商工会議所 経営安定特別相談室 ☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室 ☎042(500)3885

経営セーフティ共済

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア 掛金

- 5千円から20万円までの5千円刻みで、加入者が設定した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金として算入することができます。

イ 共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等の額とのいずれか少ない額(ただし上限は、8,000万円です。)

ウ 共済金の貸付条件

次の①～④の要件を満たすとき。

- ① 加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している。

- ② 共済契約者の直接取引先事業者が倒産した。
 - ③ 取引先事業者の倒産により売掛金債権等(※)の回収が困難となった。
 - ④ 取引先事業者倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。
- (※) 売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

エ 一時貸付制度

臨時に事業資金の調達が必要となる事態が発生したときに、共済契約を解約しなくても貸付を受けられる制度です。

貸付条件

限度額：解約手当金(機構解約)の95%の範囲内
 貸付期間：1年
 利率：0.9%(令和2年3月31日現在)
 担保・保証人：不要

お問い合わせ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎ 050(5541)7171

融資制度

セーフティネット貸付(日本政策金融公庫)取引先倒産対応資金

取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定を図るため、政策金融機関が融資する制度です。

| 日本政策金融公庫 | | |
|----------|-------------------------------|------------------------|
| | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
| 資金名 | セーフティネット貸付(取引先倒産対応資金) | セーフティネット貸付(取引先倒産対応資金) |
| 融資限度額 | 別枠3,000万円(直接貸付+代理貸付) | 別枠1億5,000万円(直接貸付+代理貸付) |
| 融資期間 | 8年以内 | |
| うち据置期間 | 3年以内 | |
| 利率 | ご返済期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。 | |
| その他 | 運転資金 | |

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしている中小企業等に対し融資する制度です。

| 日本政策金融公庫 | | |
|----------|---|--|
| | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
| 資金名 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | |
| 融資限度額 | 6,000万円(別枠) | 直接貸付3億円(別枠) |
| 融資期間 | 設備資金20年以内 運転資金15年以内 | |
| うち据置期間 | 5年以内 | |
| 利率 | 3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、0.9%、4年目以降は基準利率 | 1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率 |

お問い合わせ 日本政策金融公庫 中小企業事業 ☎ 0210-154-505 (行こうよ、公庫)

東京都制度融資

小口【小口零細企業保証制度】(略称：小口)

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

| | |
|-------------------------------|---|
| ご利用いただける方(①～③のすべてを満たす方になります。) | ① 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 |
| 融資限度額 | 2,000万円(原則無担保) |
| 融資期間 | 運転資金7年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金10年以内(据置期間1年以内を含む。) |
| 融資利率 | [固定金利] 1.9%以内～2.5%以内 [変動金利] 短プラ+0.7%以内 |
| 信用保証 | 東京信用保証協会の信用保証を要します。 |
| 信用保証料補助 | 保証料の2分の1 |

経営セーフ(略称：経営セーフ)

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

| | |
|-------------------------------|---|
| ご利用いただける方(①～③のすべてを満たす方になります。) | ① 中小企業者又は組合であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。 |
| 融資限度額 | 2億8千万円(原則無担保8千万円以内) |
| 融資期間 | 運転資金・設備資金10年以内(据置期間2年以内を含む。) |
| 融資利率 | 1.5%以内～2.2%以内(貸付期間による。) |
| 信用保証 | 東京信用保証協会の信用保証を要します。 |
| 信用保証料補助 | 小規模企業者に対して、保証料の2分の1 * 小規模企業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下 |
| その他 | 区市町村長の認定が必要 |

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

(当面必要となる様々な事業資金の調達)

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業等を対象とした緊急融資制度です。

| | |
|---------|--|
| 融資対象 | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | 2億8千万円(原則無担保8千万円以内) |
| 融資期間 | 運転資金10年以内(据置期間5年以内) 設備資金15年以内(据置期間5年以内) |
| 融資利率 | 融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内 (責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内) ※融資額1億円まで(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資(全国制度)の合計)の利子全額を補給(融資実行から3年間に支払う利子が対象) |
| 信用保証料補助 | 都が全額を補助 |

危機対応融資(売上が激減した場合の事業資金の調達)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が激減している事業者にご利用いただけます。

| | |
|---------|--|
| 融資対象 | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | 2億8千万円(原則無担保8千万円以内) |
| 融資期間 | 10年以内(据置期間2年以内) |
| 融資利率 | 融資期間に応じて、1.5%～2.0%以内 ※融資額1億円まで(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資(全国制度)の合計)の利子全額を補給(融資実行から3年間に支払う利子が対象) |
| 信用保証料補助 | 都が全額補助 |

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

(既存の保証付債務の借入期間の延長)

既存債務のある事業者の月々の返済負担の軽減や既存債務の一本化にご利用いただけます。

| | |
|-------|--|
| 融資対象 | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ・東京信用保証協会の保証付融資を利用していること。 ・事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 |
| 資金使途 | 運転資金 |
| 借換対象 | 現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資 |
| 融資限度額 | 2億8千万円(原則無担保8千万円以内) |
| 融資期間 | 運転資金10年以内(据置期間5年以内) |
| 融資利率 | 融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内 (責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内) ※融資額1億円まで(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資(全国制度)の合計)の利子全額を補給(融資実行から3年間に支払う利子が対象) |
| 信用保証料 | 都が全額を補助 |

感染症対応融資(全国制度)(全国一律で実施する利子補給対応制度)

セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

| | |
|---------|---|
| 融資対象 | 次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資限度額 | 4千万円(原則無担保) |
| 融資期間 | 10年以内(据置期間5年以内) |
| 融資利率 | 融資期間に応じて、1.8%～2.2%以内 (責任共有制度対象外の場合は1.6%～2.0%以内) ※融資額1億円まで(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資(全国制度)の合計)の利子全額を国が補給(融資実行から3年間に支払う利子が対象) ※ただし、利子補給の交付対象とならない場合がある。 |
| 信用保証料補助 | 国が全額を補助 ※ただし、保証料補助が2分の1となる場合がある。 |

東京都産業労働局金融部金融課 ☎03(5320)4877

東京都信用保証協会 各支店保証課

八重洲支店(千代田・中央・港・島しょ) ☎03(3272)3151

池袋支店(豊島・板橋・練馬) ☎03(3987)5445

五反田支店(品川・目黒) ☎03(5447)8250

錦糸町支店(墨田・江東・江戸川) ☎03(5608)2011

新宿支店(新宿・中野・杉並) ☎03(3344)2251

千住支店(荒川・足立) ☎03(3888)7231

上野支店(文京・台東・北) ☎03(3847)3171

渋谷支店(世田谷・渋谷) ☎03(5468)0135

葛飾支店(葛飾) ☎03(5680)0801

大田支店(大田) ☎03(5710)3610

立川支店(八王子支店担当地域以外の多摩地区) ☎042(525)6621

八王子支店(八王子・町田・日野・多摩・稲城) ☎042(646)2511

窓 口 案 内

経営相談

事業承継・再生支援

| | | |
|--------------------------|----------------------------|----------------|
| (公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 | 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 | ☎ 03(3251)7885 |
|--------------------------|----------------------------|----------------|

倒産防止（経営安定）特別相談

| | | |
|------------------------|--|----------------|
| 東京商工会議所 経営安定特別相談室 | 〒100-0005 千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビルディング | ☎ 03(3283)7742 |
| 東京都商工会連合会 経営安定特別相談室 | 〒196-0033 昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA | ☎ 042(500)3885 |

経営セーフティ共済

（「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 | 〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル内 | ☎ 050(5541)7171 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------|

融資制度

東京都制度融資

| | | |
|----------------------|---|----------------|
| 東京都 産業労働局 金融部 金融課 | 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側 | ☎ 03(5320)4877 |
| 東京信用保証協会 | 信用保証ご利用に関するご相談や制度融資についてのご案内、ご相談は各支店保証課の窓口にてお受けしております。 | |

セーフティネット貸付

| | | |
|---------------------------|---|-----------------------------|
| 日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業 | 各種融資制度に関するお問い合わせは、右記の事業資金相談ダイヤルまたは最寄りの支店にご連絡ください。 | (行こうよ！公庫) ☎ 0120-154-505 |
|---------------------------|---|-----------------------------|

2020年6月発行 編集・発行 東京都産業労働局商工部経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03(5320)4783 令和2年度 登録(33)号

局ホームページはこちら

